

平成 20 年度 宇都宮市社会福祉審議会第 4 回障がい者福祉専門分科会 議事録

日時：平成 21 年 1 月 7 日（水）

午後 3 時～5 時

場所：市役所 14B 会議室

【出席者】 麦倉分科会長，池本職務代理者，福田委員，直井委員，加藤委員，亀山委員，白井委員，大和田委員，飯島委員，薄井委員，寺内委員

【欠席者】 梅園委員，小林委員

【事務局】 [障がい福祉課]川中子課長，桐原課長補佐，藤牧企画係長，森田相談支援係長，田中福祉サービス係長，伊藤総括主査，吉岡主任，岩下主任主事

[保健予防課]小杉課長，本名係長

[子ども発達センター]広野所長，小林副所長，

【傍聴者】 1 名

事務局	開会
麦倉分科会長	あいさつ
	議事 協議事項 (1) 第 3 次宇都宮市障がい者福祉プランの素案について (2) 第 2 次宇都宮市障がい福祉サービス計画の素案について 事務局説明
大和田委員	アンケートの回答率が 60%というのは，よいほうだと思うが，回答がなかった人とはどんな人か把握しているか。 また，一般就労の推進に関して，障がいの国の制度が変わるようだが，どのように変わるか教えてほしい。
事務局	まず，回答をいただけなかった人については，回答が無いので具体的にはどのような人か分からないが，何件か電話をいただいた中では，施設入所者で本人の意思が確認できない（ため回答できない），という方など。また，回答期限締切後に，封を開けずに見ないまま回答期限が過ぎてしまった，という連絡などが何件かあった。 通常アンケートの回答率が 4 割から 5 割程度といわれる中で，6 割

事務局	<p>というのは、相当の方に見ていただけたものと思っている。</p> <p>次に、国の制度変更については、自立支援法全体の見直しがなされており、就労の部分に関しては特に大きな変更は無いようだが、むしろ大きく変わるのは、18歳未満の障がい児のサービスについてで、これまで障がいの分野や内容別に応じ、複雑化していた施設の体系が、大人の障がい者と同様に3障がい統合してより色々な施設が使いやすくなるというもの。</p> <p>国は併せて児童福祉法の改正を行うことと、施設の利用決定を県から市に下ろすという話は出てきているが、具体的にはまだ何も無い状況。</p>
大和田委員	<p>自立支援法は「支援法」というより「自己負担増加法」のように批判されていたため、国が反省し、制度を変えようとしているのか。</p>
事務局	<p>自己負担については批判が多く、時期は未定だが、次回改正の動きと合わせて自己負担を下げること検討されているようである。現在、国の自己負担の上限の判定には資産要件があり、一定の資産がある方は自己負担が高い額でとどまる仕組み。次期改正では資産要件の撤廃が検討されており、高い自己負担だった方が追加の軽減を受けられるようになる。例えば市民税非課税の方では、月の自己負担が3,000円程度にとどまる予定。</p> <p>平成20年7月にも大きな改正があり、利用者自身の所得と資産だけで上限額を判定することにより、かなりの軽減が図られた。自立支援法開始以前の平成15年度の当時、支援費制度の時の自己負担割合は3%強程度とされていた。</p> <p>7月以降のデータを調べてみると、利用者全体では支援費制度とほぼ同様の3%強にまで下がっており、国が説明している支援費制度当時と同等の自己負担に近い。</p> <p>現在検討されている改正により、自己負担はさらに下がる見込み。</p>
寺内委員	<p>精神障がい者では、7割が一般就労を希望しているが、就労移行支援施設に入ってすぐに就労できる人と、2～3年訓練が必要な人というように、幅があると思うので、どういう形で就労していくのか。</p> <p>また、地域活動支援センターについては、設置数は減少の見込みだが、仕事はなくても「居場所」として施設を利用している人、施設に来て他の人と一緒に活動はできなくても交流したいという方のことも考慮してフォローしてほしい。</p>

<p>事務局</p>	<p>また、精神障がい者の退院促進については、支援策については国や県の示した方策そのものが計上されていると思うが、具体的にできるものか、今後検討をしていくのか。</p> <p>精神障がい者の就労については、人によって様々な理由があり難しいということは認識している。本日委員としてお越しの、就業・生活支援センターでも、一般就労して終わりではないと把握しており、市としても、就労移行施設から一般就労に移る際に途切れないような、全体的な支援策が必要であるという認識。</p> <p>市では現在、「就労支援センター」の設置の検討を進めているが、それが既存の「就業支援センター」的なものなのか、もっと機能を広げるのか、より実態に沿った一般就労への支援策を考えていきたい。</p> <p>次に、地域活動支援センターの居場所的な利用については、各事業所からもセンターのあり方や居場所的機能への要望をいただいている。こういった形が取れるのか、何ともいえないが、センターの利用には障がい程度区分との深い関わりがあり、一定の程度区分がつく方は、従来のデイサービスの利用ができるが、程度区分が軽度の方で福祉的就労もなじまないという方についてニーズがあるのは認識している。</p> <p>介護給付・訓練等給付では対応しきれない福祉的ニーズについて、多様な利用ニーズに対応できる地域活動支援センターのあり方を検討していきたい。</p> <p>しかし、センターの多くが法定外の作業所からの移行ということで、（施設数は減という）数字上のスタンスは、2期計画の中では崩さない考えである。</p> <p>次に精神障がい者の退院促進について、165名という目標数値は国の全国の患者調査をもとにした人口按分による数値で県も同様。これだけ一斉に退院するのは実際には難しく、また市外の入院者もいるので市単独で動くのは難しい。県では退院促進事業に着手しているが、実際には各障がい保健福祉圏域で1～2人ずつゆっくり退院させていく、できるところから退院させていく考え。こういった動きと連携して、市でもやっていく考えなので、165名という目標数値は変えないが、無理やり進めるものではない。</p>
<p>直井委員</p>	<p>前回欠席したため、送付された資料をもとに意見・質問等を送らせていただいた。それに対する回答を伺いたい。</p>

事務局	<p>直井委員の質問については、先ほど計画の中でも説明させていただいたが、質問と合わせて、改めてご紹介する。</p> <p>1つ目は、プランの中の「障がい者就労支援センターの設置」と、現在、国の制度である障がい者就業・生活支援センターとの違いは何なのかについて。</p> <p>障がい者就業・生活支援センターは現在県内に5箇所あり、就労の相談や就職先の開拓などを行っている。市が設置を検討しているセンターは、市として何ができるのかを明らかにしたうえで実施していくもので、最終的に就業・生活支援センターと同じになるかもしれないが、現在内容を検討中である。</p> <p>就労の相談や、就職先の開拓、一般就労に向けた訓練の実施などを包括的に行うもの。いつまでに行うかは未定。</p> <p>2つ目は障がい者雇用支援合同会議についての質問。</p> <p>県の就労支援施策として、障がい者雇用支援合同会議が設置されており、現在中央のみ。県の障害福祉課、ハローワーク、栃木県障がい者職業センターなどの関係機関で構成されている。今後は、障がい保健福祉圏域ごとに下部組織としての障がい者雇用支援合同会議を持つ予定で、各圏域内の就労支援関係機関である、地元企業、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター等が構成メンバーとなるもの。</p>
直井委員	<p>居住サポート事業について、重要な事業だが、保証人との関係が難しいと思う。保証人は市としてどう考えているのか。</p>
事務局	<p>国の制度改正を見極めて検討している。先行事例でみると、やはり保証人を行政が行うのは難しく、民間の保証人機構（債務保証機構）の利用支援や、例えば手続きのお手伝い、場合によっては低所得者に対する補助などが考えられる。賃貸住宅に入った時の家主さんの負担を軽減したい、利用者の賃貸住宅の斡旋、24時間の支援体制など。</p>
直井委員	<p>知的障がい者で65歳以上の在宅の方については、市では介護保険でみるということだが、今後65歳になる人たちはどうなるのか。</p>
事務局	<p>65歳を超えて新たにサービスを利用する人は介護保険優先、現在すでに施設を利用している、施設に入所している人は、65歳を超えても引き続き現在の施設を利用していただく。</p> <p>全体的な適用関係では、介護保険が使える場合はそちらを優先するこ</p>

直井委員	<p>とになり、それは他の自治体と同様。</p> <p>事業者の実態調査がすぐでは無いような話だが、私としては急務であると考えている。</p> <p>その理由は、平成 18 年度に第 1 期計画を策定したときは、事業者へのアンケート調査に基づいてサービス見込み量がつくられており、その当時、障がい程度区分というものを誰も分からなかった中でつくられた数字である。今回の 2 期計画の数字は、18・19・20 年度と実際のサービス支給量を見てきての数字と思うが、事業所の移行実態、特に新年度に移行する施設が多いため、現在、施設で 10 やっているサービスも、今後は 20 に拡大しようというところもあるだろう。そういった意味で事業所の実態調査は大きいと思う。</p>
亀山委員	<p>それに関連する質問だが、利用者のアンケートに現行のサービスが使いつらい、使いたいサービスが使えないという回答がある。</p> <p>利用者が、市で配布される事業者・施設等一覧表を見て電話すると、冊子では行っているはずのサービスが、電話で問い合わせると実際はやっていないケースがある。</p> <p>事業者がやりたいけど実際はやれていない部分がありそうだし、必ずしも一致していない。</p> <p>特にガイドヘルプの部分は、身体の中でも視覚障がい者は別にしないと、視覚のガイドヘルパーはできないというケースが多い。</p>
麦倉会長	<p>聴覚も同様では。</p>
亀山委員	<p>民間で聴覚をやっているところは少ないと思うが、将来的には肢体と聴覚と視覚はサービス区分を別にしないと。</p> <p>また関連で、グループ支援について。</p> <p>聴覚障がい者の要約筆記、手話通訳が個々にはできるが、会議の時の通訳や要約筆記派遣など団体派遣は認められていないが、今後そういう方向に行くということか。</p>
事務局	<p>順次お答えする。</p> <p>まず、直井委員のご質問について、事業者への実態調査が急務とのお考えだが、就労継続 A、短期入所が増えていかない現状もあるが、居宅事業者も含め全体的に経営実態がどうなっているか調査していく予定。</p>

	<p>移行に関する問題は、事業者が障害程度区分が分からない中で、とりあえずアンケートで答えてしまったという問題がありますが、指定権が県にある以上、市で緊急に現状を把握したとしても県の計画量に関するスタンスを変えるまではいかない。</p> <p>ただし、実際、作業所の多くが就労継続 B 型に移行しており、1 期計画での見込みよりも増えることは想定している。すでに把握している利用実態やこれまでに個々の事業所から聞いてきたものをもとにして、2 期計画ではサービス量を増やして県に申請している。</p> <p>県で認められれば、1 期計画の時よりも B 型の定員数が増えるので、B 型に移行したくてもできないという部分での心配は減るかと思う。県の最終的な回答はまだ得ていないが、利用実態に合わせた見込みを出しているので、事業所への実態調査を喫緊に行う予定は無い。</p>
直井委員	<p>12 月に県の方と県内事業所の会議があり、県では各市町村から（サービス見込み量の申請が？）あがって来ればそれを認めると県も言っている。</p>
事務局	<p>市としては、すでに B 型を増やして申請している。全ての事業者がすでに B 型に移行していて、なおかつ足りないのであれば、喫緊に調査する必要があるが、まだ旧法の施設も残っている。</p>
直井委員	<p>しかし事業者がそれを知った（市町村が申請すれば認めるということ）のは、12 月の中旬であった。それまで県からは、B 型はこれ以上増やすなど言われてきた。平成 18 年 9 月時点での数字以外は認めないと。本当に B 型が増やせるなら、今後移行するところが増えたり、現在行っているところでも、変更して増やしていくことがある可能性があり、実態調査に基づく数字を出すことが重要ではないかと考える。</p>
事務局	<p>市でも実態調査をやらないわけではなく、今後やる予定で、就労継続 B 型については利用実態などから相当増やして申請しているので、今後の増加分も見込んでいるとご理解いただきたい。</p>
事務局	<p>続いて亀山委員のご質問で、サービスが使いづらいというお話ですが、実際に実態調査を行う場合は、その点も踏まえて調査したいと考えている。</p> <p>視覚障がい者のガイドヘルプは、国でも制度の見直しを考えているよ</p>

	<p>うで、特に重度の視覚障がい者については従来の外出支援のように介護給付に戻すような動きもある。</p> <p>市としてもガイドヘルプの重要性は認識しており、毎年ガイドヘルパーの資質向上のための市独自の研修を実施している。昨年度は視覚障がい者関係で、今年は別の視点で実施したいと考えている。</p> <p>グループ支援については、グループ支援ありきではなく、多様なニーズへの対応として例示したもの。国の地域生活支援事業の要綱の中で、マンツーマン以外の支援として、グループ支援という言葉があり、それになっている。</p> <p>旧支援費制度では、ガイドヘルプの対象者を視覚障がい者と全身性障がい者としており、市でも従来の流れにならって制度化していることから、手話通訳や要約筆記の派遣まで拡大しての検討は難しいと考えている。</p>
<p>亀山委員</p>	<p>現実に要求は出ていますよね。マンツーマン以外を認めてほしいという。</p>
<p>直井委員</p>	<p>相談支援事業の今後と自立支援協議会との関係について。</p> <p>相談支援事業の抜本的な見直しの中で、支給決定の際の事務手続きが変わり、全員についてサービス利用計画を作成することとなった。</p> <p>それに伴い市でも総合的な相談支援体制にもっていくと聞いている。</p> <p>これまで、相談支援事業者はコーディネートの機能と直接の生活支援をワーカーが両方やっていたが、サービス計画を作成した人がサービスを提供するのはおかしな話で、今後それができなくなる。</p> <p>今後、相談支援事業者は直接サービスを提供しないと考えるよいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>サービス利用計画を全員作成するというのは、正式には決まっていないが、その方向で検討が進んでいるという話は聞いている。市としても相談支援事業の重要性を認識しており、相談支援部会の検討を通じて見直しをしている。</p> <p>直井委員ご指摘のとおり、相談支援事業者は、現在は市の業務に入っているのので、サービス利用計画作成と直接支援を両方やっている。業務が混在した中で活動を続けてきたが、今後、サービス利用計画を全員に作成する場合は、事業者がパンクしてしまうと、従事者も市も認識しており、明確に分けていきたい考え。</p> <p>今後は、障がい者生活支援センターだけでなく、県の指定する指定相</p>

	<p>談事業者でもサービス利用計画を作成できるので、そこと役割分担できればと考えているが、全県的な問題として、市の委託を受けていないところは、指定相談事業の活動がまだ全然できていないため、相談支援事業に従事させるための研修を県で行っている。最終的にはサービス計画作成のマニュアル等に結びつくと考えているので、市はその動きと連携したい。</p> <p>現在、市の相談支援部会では、これまで不明確に行われていた業務を明確に分けられるよう、相談支援のガイドラインの検討を行っている。</p> <p>ガイドラインとは、先進自治体で行われている取り組みで、業務を細かく分け、本来の相談支援と直接支援を明確に分けていくもの。</p> <p>しばらくは指定相談事業所が育たない中での活動になるため、将来的にサービス計画が全員に必要な前に、それに対応できるような仕組みを検討していく。</p>
<p>福田委員</p>	<p>就労については、国・県・市の連携が必要と感じているが、今後どのような方向で連携を行うのか。</p> <p>すでに県内5箇所を設置されている就業・生活支援センターとの、業務内容の棲み分けも必要だろうし、市単独で行うものがあると思うが。</p>
<p>事務局</p>	<p>宇都宮市は現在、県東央圏域という広いエリアに入っており、宇都宮市の利用者は真岡にあるセンターを利用している状況です。宇都宮の利用者が市外のセンターを利用する時に利用しにくいという面もある。県東央圏域は70万人規模の人口を抱えており、県が現在、圏域の見直しを進めている。宇都宮市も多くの人口を抱えているので、単独の圏域にという動きもあり、それらも見据えて、宇都宮市としても必要であり、利用者にとって利用しやすい環境がつけられると考えている。</p> <p>市単独の就労支援センターの設置にあたっては、市としてどういったことができるのか見極めが必要と考えているが、現在、就業・生活支援センターで行われている内容に加え、就労の斡旋や、訓練もできる幅広い機能を兼ね備えたものにしたいと考えている。</p>
<p>福田委員</p>	<p>現在の就業・生活支援センターでも、ハローワークなど関連機関と連携する会議などがもたれていると思うが、市では将来を見据えて、そういったところに参画できる体制を取っているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本市は単独圏域のため、県が（各障がい保健福祉圏域単位で）検討し</p>

<p>福田委員</p>	<p>ている動きと重なるという特殊事情もあるが、通常は、一つの保健福祉圏域に複数の市町村が含まれており、自分の町の中にそもそも企業を持っていない町などもあるため、就職先の企業への働きかけなどは、県や就業・生活支援センターがバックアップしている。逆に本市には企業がたくさんあるため、働きかける相手先は多くいるのですが、(単独圏域に起因する) 県との役割分担の問題がうまくできていないので、今後はそういう点を調整していきたい。</p> <p>グループホームの設置について、グループホームにおいても 24 時間の体制が取れていないところもあると思うが、今後 24 時間の相談体制が取れるような取り組みはあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在も、基本的には 24 時間体制の世話人さんがいるはずだが、実際は世話人さんがホームの中での対応で手一杯のため、グループホームの外での活動、例えばホームから施設へ、就労先へという間の困りごとは、現在も、相談支援事業のコーディネーターが相談にのっている。今後の相談支援事業の検討の中でも、そういう部分を厚くしていければと考えている。</p>
<p>福田委員</p>	<p>障がい者の地域移行について、一人で生活している障がい者が、(一人の生活に) 疲れてしまった場合、ちょっと泊まりに行ける施設というか、例えば高齢者の小規模多機能型施設のようなものは、計画の中に盛り込まれているか。または、高齢者の既存の施設を使えるようにするとか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一人暮らしの障がい者が、ちょっと行って使えるというような施設は自立支援法の制度にはないが、居場所的なものとすれば、先ほど説明した地域活動支援センターがそれにあたり、特に精神障がい者の方では、普段は施設には通っていないが、ちょっと誰かと交流を持ちたいとか、普段の生活に疲れてしまったという場合に、実際に居場所的に地域活動支援センターを利用しているケースがある。</p> <p>高齢者の小規模多機能型施設の利用については、以前は、高齢者施設の一部を利用して障がい者の受け入れを行っていたところもあったが、ほとんどは身体障がい者のデイサービスであった。特に知的障がい者や精神障がい者については、高齢者支援の内容とは違うことから、現在、高齢者施設を利用しての障がい者の受け入れは考えていない。</p> <p>また、障害者自立支援法の理念では、3 障がい一緒にとされているが、</p>

<p>事務局</p>	<p>実際の支援の方策ではそれぞれの障がい特性から、知的と身体、知的と精神など、それぞれの障がい特性を持つ方が一緒に使える施設は難しく、増えていかないのが現状。となると、高齢者と一緒というのはさらに施設運営上難しく、市として積極的に進めていく考えは無い。</p> <p>地域活動支援センターの居場所的な利用については、精神障がい者の方がちょっと誰かに相談したいとか、普段の生活に疲れてしまったという場合に利用しているが、(そのような不定期的な利用を正式なものとして) またそこにスタッフが付くと、施設では人件費がかかる。市では平成 20 年度からそういう利用にも耐えられるよう 10 割保障をしている。逆に利用者が増えれば増額した報酬は全部運営費にあてられるという仕組みをつくっているの、今後もニーズが増える見込みである。</p>
<p>池本委員</p>	<p>精神障がい者手帳保持者は、ここ 5 年間で 5 割増えている。こんな社会情勢の中で精神障がい者の数はもっと増えていくことが予想される。今回計画の中の数値は、県や国からきた数値を按分したものであるということですが、やはり宇都宮市が地域生活支援事業で市としてどんな独自性を発揮するのかが問われている気がする。</p> <p>先ほどの地活センターへの補助は評価できることなので、ぜひ継続してほしい。また、地域生活支援事業の中では、アンケートの結果からみても日中一時支援事業が期待も大きい分不満も多いところなので、こういう部分を充実して欲しい。放課後支援を中学生まで対象を拡大したことは、非常に評価している。ぜひ宇都宮市独自にやっているという部分を見せていただければ。例えば特別支援教室の整備などは、宇都宮市独自の方針で行う事業として評価しているので、きちっとやってほしい。</p> <p>また、文言についていくつか気になる部分があるので、後ほど申し上げたい。</p> <p>プランの方で障がいの「害」を平仮名にしているところと漢字のところがあるが、私は思うに、「国際障がい者年」は歴史的用語なので漢字ではないか。また「障がい者支援費制度」も同じく漢字ではないか。「学習障がい」や「注意欠陥多動性障がい」も医学的用語として固定の「害」を使ってよいのではないか。</p> <p>歴史的用語、学術的用語、医学的用語、法律用語については漢字、それ以外は平仮名という方針で統一してはどうか。</p>

事務局	<p>文言については、後ほど確認させていただきます。</p>
薄井委員	<p>ガイドヘルパーの件で、サービスの案内を見て、ガイドヘルプを利用しようとして登録したら、視覚障がい者は受け入れたことがないから、お互いに話し合っていきましょうとは言われたものの、移動に徒歩やバス・電車などは使えず、福祉タクシーを使ってくれと言われた。私たちが外出するにあたってはガイドヘルパーは絶対必要なものなので、きちんとしたものをつくっていただければありがたい。</p>
事務局	<p>ガイドヘルパーの資質向上を通じて、視覚障がい者にも対応できるガイドヘルプにしていきたいと考えている。</p>
事務局	<p>ガイドヘルプは、ヘルパー2級資格取得者でないとできない前提条件があるので、利用者の方にもご理解いただき、施設に配置しているヘルパーで、視覚障がい者への対応ができるのかどうか明確にしてもらって、実際に利用する方が困ることが無いようにしたい。</p>
直井委員	<p>宇都宮では、(障がい者が)触法、犯罪に手を染めるケースも多く、マスコミを騒がせている。最近では、東京や千葉でも事件があり、障がい者が当事者になっている。</p> <p>そういう中、県内では喜連川社会復帰促進センターが設置され、現在1,637人が収容されており、そのうち252人が特化ユニットといって、一般の受刑者と一緒にいられない方。その方たちは、知的障がい、精神障がい、老人で軽度の身体障がいのある受刑者。ここは刑期が1年以上8年未満の受刑者を収容しているので、2007年10月開所だから、来年から300人、500人という規模で満期出所してくる。そういう方たちへ、地域の責任として宇都宮市が何か考えなければいけないのではないか。例えば地域生活支援事業の居住サポート事業などを市として行うべきでは。福祉サービスを自分から利用しようとしないう、触法した人たちへの対応というようなものを、計画の最後にでも一言入れていただければ。</p>
飯島委員	<p>アンケートの中で、日中一時と短期入所の不満が強いという結果をみて、それが施策にも反映されていると思うが、施設をつくるというのは実際には難しいので、結局5年間でその不満はあまり解消されないのではないかと思う。施設をつくる以外に、何か仕組みをつくるとか、現実的な対応が考えられないか。</p>

<p>事務局</p>	<p>また、一般就労は理想だが、企業としては受け入れは難しい。一般就労を理想として掲げながらも、それが実現する間は、少しでも何か別の方法、授産施設などの福祉的就労に重点を置いてつなげられるようにしては。プランの目標自体はこれでよいと思うが。</p> <p>飯島委員ご指摘の点については、施策の中に反映させているところで、今後5年間の目標を掲げたもの。日中一時の実施場所の拡大については、今後十分詰めていきたいと考えている。また場所の問題については、放課後支援であれば特別支援学校の空き教室を使うなどしているが、ない場合には、民間の社会福祉法人の一室を借りるなどして進めていきたい。目標に向かってできない部分については民間の力なども借りて実施していく。</p> <p>また就労に関しては、障がい者の一ヶ月の工賃の目標を10,500円から26,000円に上げていくというもので、現在の3倍に近い数字。これを実現するために、「宇都宮版工賃倍増事業」として、宇都宮市独自の授産品を開発するプロジェクト「U」や、授産品の販路を拡大して工賃アップにつなげようという、授産活動支援事業などを主な取り組みに掲げている。当面は、こういった福祉的就労で工賃を上げていくことに重点をおきまして、一般就労に結びつくまでの間、着実に実績をあげたいと考えている。</p>
<p>白井委員</p>	<p>プランの中に一般就労の促進が書かれており、今後さらに就業・生活支援センターの役割が問われていくと重々感じている。</p> <p>一方、福祉的就労の促進の中では、販路の拡大や授産品の開発などの仕組みがあげられているが、一般就労の仕組みについても、これまで積み上げてきたものと合わせて、宇都宮市の特性を生かした独自の仕組みづくりができるのではないかと考えている。</p> <p>企業の理解が難しいという話が再三出ているが、ここが一番難問であると感じている。</p> <p>現在、宇都宮市の方の登録も増えているし、市と一緒に仕組みをつくる手立てを考えたいので、よろしくお願いします。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>地域活動支援センターの事業が市の必須事業になっているが、地活センターは支援費制度のときから、ぎりぎりの補助金と人数の中でやってきている。市では、授産品の出店先の拡大やBDF事業への参加など、色々な方策を考えていただきありがたいが、実は授産品を出店する際に、出</p>

事務局	<p>店は施設の責任でやってくれと言われるため、スタッフが常勤で2名しかいないうち、1人が数名の利用者を連れてそこに張り付くと、施設では1人で十数名の利用者の面倒を見ているという厳しい現状がある。その辺の苦しさを理解いただけるとありがたいと思う。</p> <p>今後行う事業所の実態調査では、その辺りの現状も把握できるよう努めたいと思う。</p>
麦倉会長	<p>ほかにご意見がなければ、以上で審議を終わりにするが、事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>今後のスケジュールについて、1月14日からプランと計画の素案について4週間のパブリックコメントを行い、2月には審議会より提言書をまとめていただく予定なので、よろしくをお願いします。</p>
麦倉会長	<p>以上をもちまして、審議회를終了します。</p>